

令和6年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和6年6月21日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 一般質問 |
| 第 3 | 議案第32号 | 令和6年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 4 | 議案第33号 | 令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 5 | 議案第34号 | 令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 6 | 議案第35号 | 令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |
| 第 7 | | 議員派遣の件 |
| 第 8 | 発委第 1号 | 新冠町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 発委第 2号 | 新冠町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 第10 | 発委第 3号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 第11 | 発議第 1号 | 生涯を通じた歯科検診の実現をもとめる意見書の提出について |
| 第12 | 発議第 2号 | 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改正版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について |
| 第13 | 発議第 3号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について |
| 第14 | 会議案第4号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
| 第15 | 会議案第5号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（10名）

1番 竹中進一君	2番 酒井益幸君
3番 中山千鶴子君	4番 村田貞光君
5番 但野裕之君	6番 秋山三津男君
7番 武藤勝圀君	9番 長浜謙太郎君
10番 武田修一君	11番 氏家良美君

◎欠席議員（1名）

8番 中川信幸君

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
教育長	奥村尚久君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
保健福祉課長	島田和義君
産業課長	鷹觜寧君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君
管理課長	新宮信幸君
社会教育課長	工藤匡君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	曾我和久君
保健福祉課主幹	二本柳成児君
税務課総括主幹	小久保卓君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	伊藤美幸君
管理課総括主幹	楫川聡明君

社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹
代表 監 査 委 員

佐々木 京 君
坂 元 一 馬 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議会事務局総括主幹

田 村 一 晃 君
三 宅 範 正 君

(午前10時00分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。中川議員は一身上の都合により欠席いたします。ただいまから令和6年第2回新冠町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、長浜謙太郎議員、10番、武田修一議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言願います。

武藤勝罔議員の「消滅可能性自治体論に抗したまちづくりについて」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番武藤です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。今、民間組織、人口戦略会議の発表した消滅可能性自治体の発表が論議を呼んでいます。国政との関わりが大きい問題とも思いますが、自治体の存亡にも関わる問題でもあるので質問します。

1点目、この発表についての町長の率直な考えを伺います。

2点目、地域や町を壊してきたのは、政治の責任じゃないかと私は思っておりますが、自治体でも国の施策に対してどう対応してきたかの検証は必要と思います。様々な方面からの検証は必要と思いますが、本町では次の点に絞って質問します。市町村合併、あの大きな平成大合併、あの流れの中で新冠町は合併を拒否しましたが、この点は今も考えても、大英断だと思っております。一方、学校、保育所の統廃合についてはどうだったのか、伺います。ここでちょっと参考資料は付けておりませんので、私のほうから掻い摘んで、新冠の学校統廃合の歴史について触れますと、小学校ですけれども、町制施行時、町制施行時は昭和36年です。今から63年前になりますが、この当時は新冠、東川、美宇、節婦、朝日、若園、大狩部、太陽、明和、この9校が存在しておりました。そして、平成20年に、新冠、朝日の2校に統合なり、そして本年新冠小学校1校に統合になったという経過をたどっております。それから中学校ですけれども、中学校も同じ町制施行時、昭和36

年時代、新冠、節婦、美宇、東川、太陽、若園、朝日、明和の8校、新冠中と節婦中以外は併置校です。これは厚賀沢の関係で若干動きありましたが、昭和49年、今から50年前に新冠中学校に1校に統合されたと。そして、保育所ですけれども古い記録ありませんので、平成3年を起点に考えますと、この当時常設では、新冠、節婦、この2か所です。そして季節保育所は、東川、泉、太陽、新和、美宇、明和、朝日、7保育所、合わせて9保育所ありました。これが、平成23年の4月に、ドレミの一つに統合されると、こういう経過をたどっております。今も全国だと統廃合が進んでおります。都道府県別では小中高いずれも北海道が最多ですが、まっ、北海道規模が大きっちゃうことで、当然そういう結果になっていると思います。確かに統廃合は経費の縮減につながり、町にとっては効率面からもよいかもかもしれませんが、地域コミュニティの縮小などを失うものも多かったのではないかと思います。新冠でも、この面からのまちづくりについての検証は必要と思いますが、現時点での検証評価を伺います。

3点目ですが、こういう状況の中で、今後のまちづくりですが、各方面から指摘されるように、若い層の人たちが誇りを持って生き生きと働ける環境づくりが、今後の日本、新冠の在り方を左右する問題だと思います。この人口戦略会議の発表以前に、北海道ではこの3月に、北海道人口動態要因分析事業報告書、これを発表しております。これによりますと、経済的な要因がネックとなって北海道では、社会減、自然減につながっていることを分析して、その上で所得の倍、増加、雇用の安定の必要性を指摘しております。こういうのを踏まえて、私は今後の新冠のまちづくりには、次の2つが大事でないかと思っております。1つは新冠町では、会計年度任用職員の待遇改善が大きな課題だと思っております。町村における公務員労働者は、地域の中小企業労働者への影響は大きく、地域経済にも影響が大きいものがあります。同時に、最低労働賃金の大幅引上げも必要です。2つは、地方自治法の本旨に基づく、まちづくりも求められていると思います。町民の福祉の増進のための施策の実現が求められております。学校給食費については、管内トップ実現しました。これは非常に画期的だと思っております。しかし、私も前の定例会でも質問しましたが、医療費の高校生までの無料化は残されております。まだ多くの要望も残されておりますし、今後も数多くの住民要求も出されてくると思います。これらに丁寧に向き合い取り組んでいくことが、消滅どころか未来のある新冠のまちづくりになるとと思いますが、見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員から御質問の、「消滅可能性自治体論に抗したまちづくり」についてお答えいたします。

質問の内容が、消滅可能性自治体に係る見解を求めるものから、医療費の無料化まで、大変広範囲なまちづくりについて見解を求める内容となっておりますので、各事項の答弁は、通告にある消滅可能性自治体論に抗したまちづくりに、必ずしも帰結するものではな

いことを、まずもって申し上げておきます。

1 項目目の、消滅可能性自治体の発表についての私の率直な考えについてですが、今回の消滅可能性自治体の発表において当町は、消滅可能性自治体から脱却しており、今後、人口減少が他市町村に比べ緩やかであるという推計がされたことは嬉しく感じてはいますが、公表数値をしっかりと分析した上で、人口減少対策に危機感をもって対応して行くべきと改めて考えたところであります。消滅可能性自治体の前回 2014 年発表時の人口推計では、目標年 2040 年の当町総人口は 3555 人であるのに対し、この度の発表における目標年 2050 年では、当町の総人口が 3728 人となっており、10 年間で当町の人口は 173 人増加するという推計になっています。現在、企画課にこれら人口推計の要因について分析するよう指示をしており、その結果はまとも次第議会説明することとしていますので、お待ちいただきたいと思いますが、人口変動を考えたとき、その増減理由には多種多様な要素があり、若年女性人口のみを人口増加要因とする消滅可能性自治体の考え方は偏った検討方法とも思え、また人口減少対策は、継続するまちづくり事業が長い時を経てその事業効果が現れるものと考えていますので、消滅可能性自治体の公表に一喜一憂するものではないというのが率直な考えです。私としては、消滅可能性自治体の可否に捉われることなく、将来の町民により良いまちづくりを継承していくことこそが人口減少対策であると考え、これまで同様まちづくりに邁進して行く所存です。

次に、2 項目目の学校、保育所の統廃合による地域コミュニティの縮小等についての検証・評価についてですが、まず学校の統廃合は、経費の縮減や効率化を目的に進めてきたものではなく、教育環境の維持と向上を念頭に、町立学校の規模や配置の適正化などを目的に進めてきた施策であることをまずもって申し上げておきます。学校現場における最大の課題でありました、少人数・僅少差学級を解消し、これからの幼小中の連携接続を意識したとき、それぞれの統合は正しかったと判断しており、次の段階として、施設整備を含めた義務教育環境の整備検討を進めて行くステージにあると考えています。また、学校統廃合による地域コミュニティへの影響についてですが、これまで学校は、地域コミュニティ活動の中心的機能も有していたと考え、また、ときには学校関係者が地域活動の中で大切な役割を担っていたケースもあったかと思えます。そのような環境下において学校統廃合に伴う地域住民の喪失感は大いものと考え、町として何ができるかをこれまで検討してきました。現在、町には地域担当者制度があり、地域で起きていることを担当職員に直接伝えることで地域と行政が情報を共有し、共に解決に向かう体制ができています。担当職員に対しては、学校閉校に伴う困りごとに対して積極的に地域に入るよう指示をしているところです。人口減少社会にあつては、地域コミュニティの維持に係る課題は、学校統廃合に起因した問題ではなく、現代の社会課題と捉えており、人口減少対策の諸施策の中で対策を推進して行く所存です。

次に、3 項目目の 1 点目、会計年度任用職員の処遇改善等についてお答えします。ご承知のとおり、地方公務員の給与決定については、条例に定めるところとされており、人事

委員会を設置しない当町を含む小規模自治体においては、官民格差是正のため行われる、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度に準拠することを基本として、当町職員の給与制度が整備されているところです。会計年度任用職員の待遇については、地方公務員法の改正により、これまで臨時的任用職員又は非常勤の特別職として取り扱われていた任用形態が見直され、令和2年4月から現在の、会計年度任用職員制度が開始されております。これに伴い、これまで運用されてきた臨時職員の給料表や、その他休暇等の取り扱いを国の非常勤職員の規定に沿って改正しており、給料表や期末勤勉手当の支給率を正規の常勤職員と同一にするなど、従来との制度運用と比べ大幅に待遇改善が図られているものと認識しております。また、経済情勢の目まぐるしい変化のなかで、最低賃金をはじめ人件費の高騰が続いておりますが、先に申し上げましたとおり、公務給は人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度に準拠して見直されており、会計年度任用職員も同一の給料表を適用していることから、民間実態に沿って随時改善が図られる仕組みとなっておりますので、ご理解願います。

次に、3項目目の2点目、町民の福祉増進のための施策の実現については、具体例を交えてのご意見と受け止めました。議員の言われるとおり、住民福祉の増進は、地方自治法の本旨であり、住民サービスの向上を図ることが地方自治体に求められる最大の責務と常に意識し、福祉や医療、産業、観光、教育、文化など町政各般に亘る施策について、町議会での審議をいただきながら、実施をしてきたところです。現在、当町を取り巻く経済・社会情勢は目まぐるしく変化し、求められる住民ニーズは複雑かつ多様化しております。様々なご意見や要望が私にも届いておりますが、当町の限られた財政事情の中で、これら一つ一つにお応えすることは大変困難なことでございます。私といたしましては、新冠町の将来にとって、優先すべき事項、緊急的に対処すべき事項を見極め、創意と工夫を持ち、さらには国や北海道へも財源を求めながら町政運営に努め、町民一人ひとりが安心や生きがいを感じ、これからも住み続けたい、住んでみたいと思われる、まちづくりを目指してまいります。

以上、消滅可能性自治体論に抗したまちづくりについて答弁させていただきました。武藤議員の一般質問の趣旨は、人口減少社会における教育・福祉の施策に関する所見を問い、また、消滅可能性自治体という強い主張を持つ言葉に対する私の所見を伺うという広範囲なものでありましたが、質問の趣旨は、人口減少社会における持続可能なまちづくりを問うものと考えています。私は、人口減少という社会問題を前にしたとき、課題解決の方策は、全ての国民が包括的に関わる問題であり、行政の責任で、行政のみが主体的に取り組むことで解決できるものではなく、全ての方が自らのこととして捉え、協働によって改善の方向に向かうことができるものと考えています。同様に、まちづくりの方向性、手法については町の大きな懸案事項でもありますので、議会と共に調整、研究、協議を重ねていかなければならない課題と考え、町民、そして議会と共にまちづくりを推進して行く所存ですので、よろしく願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝圀君） 統廃合の関係なんですけども、今、答弁では要するに、いろんなそういう統合してきた理由で正しかったちゅう見解なんですけれども、ただ私はやっぱり統廃合が今、全国でなぜ問題になってるかっていうのはやっぱり、学校ちゅうのは、地域の人々にとってのやっぱり共同性の基盤、共生的生活圏の核として存在しているちゅうことで、地域社会とそこに生きる人々をつなぐ心の意向になるシンボリックな意義を持っているということで、いろんな問題が起きているわけです。それで新冠もそれに相当の数さっき申しましたとおり、数が統廃合されて、経済的な理由ということをあんまり町長は考えてないちゅう答弁だったんですけども、実際それ本当に考えてなかったのか、どれだけ経済的な効率があったのかちゅうのは、もし計算その、算定ちゅうか、それしてれば、それをちょっと示していただきたいと思うんですけども、それともう一つ、先日の初日の行政報告の中で、町長の行政報告の中で、朝日の関係で、整備の関係で、あの中に、多くの場合において小学校廃校が、閉校が地域コミュニティーの衰退をもたらすことが有りとして述べておりましたが、今も若干ちょっと触れてましたけども、これで再度明確に衰退をもたらすことがあるちゅうことについて、もうちょっと新冠で具体的にどうだったのかちゅうのを、答弁いただきたいというふうに思います。

それから2点目の会計年度任用職員の問題で、私は今回、こういう人口消滅可能性の自治体ちゅう論調出て、いろんなマスコミでも取り上げて社説が、いろいろ識者かなんか論文なんか書いていて、私見て特徴的ちゅうか共通してるのはやっぱり、若い人がやっぱり生き生きとして働ける環境だとか、それから賃金の問題なんです、待遇改善。そういう点で、私はやっぱり中央では民間の大手が春闘相場をつくって、それを受けて結局人事院勧告がなされて、ここの地域でも、人事院勧告を受けてるわけなんですけれども、さっきも言いましたようにやっぱり地方においてはこの、役場職員の生活が大きいわけですよ。今200人規模のやっぱり企業ちゅうのは、役場をおいてないわけですから、そういう点でやっぱりいろんな地域に波及する効果が大きいと、ということで、今、会計年度職員、全国で62万いるそうですけれども、新冠では100人前後ですよ。大体統計見ますと年収が200万円前後が多いちゅうことで、決して待遇はよくないわけです。それで私3月のときの定例会でも指摘させてもらいましたけども、あんときは新冠の給料表を見ましても、フルタイムとパート一緒だったんで、実態が分からないと、それで分けて書いてほしいちゅうことで、今回見ましたら議案書59ページに給料の分けて書いていただいたんで、より具体的に分かるようになりました。それでは私の計算では、正職員の平均年収1人当たり、730万4245円です。フルタイムの会計年度職員の場合は、392万4017円。パートは参考程度に聞いてほしいんです。70万5480円と、正職員とフルタイム年収の差は1人当たり338万228円。正職員の年収の53.7%なんです。ですが実際にはね、非常に待遇が悪いちゅうか、ワーキングプアの200万前後

からは若干いってますけどもね、非常に待遇が悪いっっちゃう条件でやっぱりこれを改善しない限りね、なかなかよくなると思うんで、例えば、この年収差338万228円を、このフルタイムの人が満度に貰ったら幾らになるかという、このページでの58名で行きますと1億9655万3224円になります。これを結局、これだけ満度に出せば、地域経済は潤うと、確かにそっくりその新冠でお金が落ちるっっちゃうわけじゃない、静内でも相当落ちると思いますけども、それだけのやっぱり経済波及効果をもたらすと、そういう立場からやっぱり正職員の待遇改善、これを図っていただきたいというふうに思ってます。それで今、出されましたけども、条例だとかそういうのがあって、これは小泉内閣の時から公務員を減らすっっちゃう、地方交付税減らして、どんどん任用職員に置き換えてきたという経過がありますから、なかなか簡単だと思いますけれども、ぜひそういう点での待遇改善を図っていただきたい。いただきたいと思っております。

それから3つ目の福祉の増進ですけれども、たくさんあります。私言ったの高校3年生までの医療費の問題ですけれども、北海道新聞の4月28日の報道で、通院費の無償化、高校まで7割という報道がありました。未実施の市町村は44市町村です。これで6月7日に総務産業常任委員会ありましたけれども、その中で総務課から出された新冠町財政計画概要版、これ見ますと内部で、庁舎内部で検討されておって、前年度のヒアリングでは、医療費助成だけを考慮すると拡大することも考えられるが、町全体では給食費の無償化等を実施しており、他町と比較しても子育てに力を入れている。このため検討結果として、医療費の助成拡大を見送ることになったと記述されております。しかし、ここにも書いてるように、町長の2期目の公約ですから、公約ってやっぱり最優先されるべきだと思うんですよね。それで、ぜひ高校生医療費の拡大も急いで取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問の内容がちょっと多岐にわたっておりますので、食い違いが出たらお許しいただきたいというふうに思っております。

まず1点目の、小中学校の統廃合につきましては、これまでも申し上げているとおり、よりよい教育環境の構築を図り、新冠町の子どもたちに等しく、教育を教授してもらい、大きく成長することを目的に行ったものでありまして、また、認定こども園における保育所の統廃合につきましても、幼保一元化による就学前の幼児の教育、保育とともに、教育不安に対応した子育て支援の充実に加え、幼児らの安全環境での育成を目的に行ったものであることを御承知おき願いたいというふうに思います。学校や保育所の統廃合において、教職員や地域保育士等の雇用の場の縮小につながった一面は否定出来ない反面、統廃合の結果によって、事前の不安は解消され、幼児や児童、保護者には好評を得ており、正しかったと判断しているところでございます。なお御質問にありました、この統廃合によっての金額の算定につきましては、当然しておりませんし、先ほど来申しておりますように、

それが目的でないことから、今後もその算定はする気はございませんので、併せて御承知おき願いたいと存じます。

それから2点目の、会計年度任用職員の件でございますけども、フルタイム会計年度任用職員の給料表は先ほども申していますように、正規の常勤職員と同一の物を使用していますが、その号俸は、常勤職員と健康等を考慮し、会計年度任用職員の職務の級に照らし、号俸を決定することを定めることとされています。当町は、旧制度から移行時に、初任給及び現職の適用給ともに、直近上位を基本として移行している、待遇の後退はありません。勤勉手当の支給や休暇等の拡充を含め、大幅な待遇改善であると認識しております。参考までに令和2年度の総務省の実態調査によれば、事務補助職員の時間単価は1000円以下が全体の7割のぼり、単純平均単価は990円となっておりますが、当町は、令和5年度実績ではありますが、1013円の時間給となっており、全国平均を上回っていることもつけ加えさせていただきます。

3点目の、医療費の高校生までの無料化につきましては、令和5年度第4回定例会で武藤議員の御質問に対し、丁寧に答弁させていただいており、その繰り返しとなりますことから、このたびは答弁を控えさせていただきます。また、これらを含め、今後、町民から提出されます数多くの要望に対しましては、まちづくりの計画の中で検討させていただき、町議会に諮りながら対処してまいる所存ですので、あわせて御理解いただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 今回本当最初から言っておりますように、テーマは本当に幅広いんです、あんまり触れますと国政にも関わるっちゃうことで、それは駄目だっちゃうことを言われる可能性もありますんで、私は本当に2つ3つ新冠での問題だけを取上げてきました。今回質疑した中でもやっぱり痛切に感ずるのは、やっぱり日本は失われた30年っちゃう事で、賃金が全く上がらない国、そのために結局、若い人たちが生き生きと働けない国になってしまったことが、国、地方の活力を奪ってしまったというふうに、私は痛切に感じております。地方自治体としては、若い働く層、そこで生活する住民が、誇りを持てるまち、住民福祉が行き届いたまちづくりに邁進することが将来のまちの発展につながると、私は思っています。そういう立場で、最後に今後のまちづくりに対する町長の決意を伺って、質問を終わります。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、まちづくりにつきましては、何が今1番求められるのか、何をすることがいいのか、それを見極めながら、議会または町民の声を聞きながら、しっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の「指定管理鳥獣（ヒグマ）対策について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、指定管理鳥獣ヒグマ対策について一般質問いたします。

道内におけるヒグマの目撃が増加しており、出没により人や家畜に被害が相次いでいます。道の資料によりますと、昭和37年から令和2年3月末までの58年間に148人が被害を受けており、そのうち52人が亡くなっております。被害者を活動別に見ますと、最も多いのが、ヒグマの狩猟や許可捕獲の際に逆襲にあったのが60人で40.5%。狩猟以外の被害で最も多いのは、山菜やキノコ採りの際に発生したものが38人で25.7%となっています。釧路管内では、「OSO18」と呼ばれるヒグマが、令和2年から令和5年7月までの4年間に牛66頭を襲い、そのうちの半数が食われるなどして被害が報告され、令和5年7月30日の早朝、牧草地に寝転んでいたところを町職員のハンターによって駆除され、特番になるなどして記憶に残っています。令和3年においては、6月に札幌市東区の市街地に進出し、4人が人身被害を受けるなどして、道内においては8件、死者4人、負傷者8人と最多になっております。本年5月5日には浦河町上杵臼において、山菜取りの中の男性がヒグマに襲われ負傷し、道はヒグマによる人身被害の発生は今年に入って道内初の事態となり、浦河町、様似町にヒグマ注意報は発出しています。当町も目撃が相次ぎ、昨今では情報量の増加により不安と危険を抱いている方々がおられます。道内では、令和5年のヒグマに関する通報件数は4055件と前年の2倍近くに上り、被害も以前後を絶ちません。環境省はこうした中、大臣が4月16日の閣議後の会見で、絶滅の恐れのある四国の個体群を除き熊を指定管理鳥獣に指定し、熊類の管理を強化し被害防止を図って国民の安心安全を確保していくと述べられ、ヒグマなどの熊類の指定管理鳥獣に追加したことを明らかにしました。これによって道や市町村がヒグマの対策を行う際、交付金の形で国から一定の支援が受けられ、詳細については、秋頃までに支援が始められるようにとの報道がありました。当町において、国や道からの支援を受けながら、これまで以上の対策が必要であり、課題解決を行う必要があると思いますが、4点について質問いたします。

1点目、個体数は増加傾向にあると思いますが、エリアごとにトレイルカメラを設置し調査する考えは。2点目、被害防止の観点から、人や家畜とのすみ分けを進める対策を強化するべきでは。3点目、市街地に近づけさせないよう、ごみ出し・家庭菜園などの注意点を明確化し、対策を強化しては。4点目、市街地付近に出没した場合は、迅速な周知徹底が必要であり、防災スピーカーの活用を加えては。以上町長の御見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員から御質問の「指定管理鳥獣対策について」にお答えします。

ご質問にありますとおり近年、道内においてもヒグマの出没が増え、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化していることを踏まえ北海道町村会としても、ヒグマを鳥獣保護管理法で規定する指定管理鳥獣の指定について国や道に要望しておりましたが、本年4月16日に関係省令が公布・施行され、ヒグマが指定管理鳥獣に指定されました。指定管理鳥獣とは、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣であり、これまでニホンジカ及びイノシシが指定されております。この法律の規定において、環境大臣は指定管理鳥獣に係る基本的な概念やガイドラインの策定、地域ごとのゾーニング案の作成などの基本指針を策定し、都道府県の役割としては、捕獲等事業をまとめ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、この計画に基づいて捕獲等事業を実施します。北海道におきましては、現在、第2期北海道ヒグマ管理計画を策定しており、ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減、並びに、ヒグマ地域個体群の存続を目的として、人との軋轢を軽減するための知識の普及や、ヒグマ生息域と市街地の住み分けに係る事項、農作物被害防止策等が記されております。また、個体数の管理目標としては、ヒグマ生態密度調査を基に北海道を5つの地域にゾーニングしたうえ、それぞれの個体管理計画の目標数値を設定しております。これを受け市町村では、農林水産大臣が策定する基本指針に基づき、市町村鳥獣被害防止計画を策定し鳥獣の捕獲等を行っており、ヒグマにつきましては、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れがある個体のみ捕獲することとしておきまして、北海道ヒグマ管理計画と相互連携を図り、ヒグマ対策を講じて行くことが肝要であると考えています。

そこで1点目の質問にあります、個体数の把握調査についてでございますが、前述いたしましたとおり、ヒグマ個体数調査につきましては過去より北海道が実施しており、北海道ヒグマ管理計画によりますと推定生息数では、平成2年5200頭に対し令和4年1万2200頭と約2.4倍に、当町の含まれる夕張・日高ゾーンでは、平成2年1690頭に対し令和4年4460頭と約2.6倍となっております。これらの推計は過去からの捕獲実績や狩猟者アンケート、令和2年からはヘアトラップによる分析手法を取り入れたものであり、ヒグマ生息数の調査主体は北海道の役割と位置付けられておりますことから、町が積極的に調査を行う考えはございませんが、本年度、ヒグマ捕獲用に購入したトレイルカメラ10台を保有しており、目撃情報のあった地点へ設置し生態把握を行うなど幅のある運用をしてございますのでご理解願います。

次に2点目の、人との住み分け対策につきましては、3点目のご質問と関連がありますが、人とヒグマの軋轢の軽減には、市街地、市街地周辺、農耕地、森林などといった、地域区分を設定し、緩衝帯の整備、放任果樹等の誘引物の管理、移動ルートとなる河川の生息環境管理などが有効な手法であると考えられておりますが、当町は市街地付近にも農耕地や森林が混在しておりますことから、草刈りなどの対応はしておりますが、住み分けを

完全に行うことは困難であると考えております。

次に3点目の、市街地におけるゴミ出し、家庭菜園に係る対策についてでございますが、クマの嗅覚は非常に優れており、生ごみや家庭菜園における野菜の残さや摘果された果実を放置することがクマを誘引し、それを食物と認識し市街地を採食場所として繰り返し出没する問題個体となる訳で、それを防ぐために金網や電気柵などの設置対策も考えられますが、市街地全体を覆うことは現実的な対策とは考えておりません。一方で、ソフト対策として生ごみの排出を収集のできるだけ直前に行うことや、クマに食害されないような容器での保管など、個人または地域単位での取り組みを強化していただくことは重要であると考えております。町ではこれまでクマの出没する春期に広報等でヒグマ対策の注意喚起を行っておりますが、これに加え、ヒグマを市街地に引き寄せないため、住民自ら取り組むことのできる対策について、情報発信を強化して参りたいと存じます。

最後に4点目のご質問にあります防災スピーカーの活用につきましては、令和4年10月に中央町の新冠川堤防付近及び新冠橋に親子の熊が出没した際、防災スピーカーを活用して注意を呼び掛けた実績がございます。防災スピーカーの本来の目的は、大津波や河川氾濫、ミサイル発射など非常事態に対応して作動するものであり、また、馬産地として生産牧場に配慮しなければならない面もございますので、市街地に熊が出没し、人命に危険が及ぶ可能性が高い場合などに限定して、活用を図って参りたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再質問いたします。2点目の答弁につきましては、具体的な取り組みを示さなかったわけではありますが、札幌市では平成29年に、人と熊との共生を目指した基本計画を策定し、市街地、市街地付近、都市近郊林、森林に分けて場所ごとにゾーニング管理を進めています。市街地においては人の安全最優先に捕獲・駆除し、隠れやすい場所のやぶなどの草刈りを実施し、家庭菜園用の電気柵の購入を支援しています。ヒグマの習性として、嗅覚が発達し警戒心が強く薄暗いやぶを移動し、ふきのような葉を利用し寝泊まりしているとも言われています。親離れしたと見られる熊が6月1日に新冠温泉駐車場で目撃されて以降、同一個体が複数回にわたり目撃され民家に近づき、目撃しても逃げない、いわゆる問題個体となっております。6月18日、ヒグマが檻りにかかったとの旨を報告を受けました。この間、対応した職員をはじめ、関係機関等、大変御苦労されたと思います。6月17日から1か月間は、ヒグマ注意報が道より発出されていますので、引き続き警戒が必要です。

そこで質問の1点目は、今回出没を教訓とし、安心安全の観点から新冠温泉利用者の減少の影響なども懸念されるため、人里に近づかないように原因を取り除き、適度な距離を保つことは重要であります。是非住み分けを進めるべきと思います。民有林も含め、森林環境譲与税の活用も検討しながら、東泊津から市街地付近の森林管理やゾーニングによる草刈りなど、やぶを減らす基本的な対策は有効であると考えます。ゾーニング改善につ

いてのお考えを再度お聞かせください。

2つ目、自治体の取り組みにおいては、名寄市はドローンを活用してカメラでの移動個体の把握、スピーカーでの音出しの追い払い、出没付近の住民に対するスピーカーを活用しての周知を行っていますが、過去に一般質問した同僚議員のドローン活用についての提言を踏まえ、検討すると答弁されておりましたが検討結果について伺います。

3点目、ハンターの高齢化については、平均年齢65歳を超える現状踏まえて、若手の熊撃ちハンターの確保が喫緊の課題であります。春グマ対策等は危険を伴い敬遠されています。20人程にしていると思いますが、現状では、主に5人程度が駆除に当たっていると聞いています。危険と隣り合わせで実働していなかったり、理由は様々あると思いますが、今後の担い手育成や支援について伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問についてお答えいたしたいと思えます。

1点目の、市街地のゾーニングについてお答えいたします。先ほどの住み分けの答弁と重複いたしますが、当町におけるゾーニングは難しいと考えておまして、御質問にあります、東町や西泊津地区などの隣地は、軟弱な地質上に天然民有林が多く存在しておまして、傾斜地の伐採による山腹崩壊という側面もございますので、御提言の対策は難しいと考えているところでございます。まずは、先の答弁のとおり、ソフト対策を強化してまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思えます。

2点目の、ドローン活用についてでございますけども、当町での活用実績としては、令和4年度に市街地付近における出没時に使用した実績があり、海岸や河川上空を操作範囲としましたが、草などの障害物によりまして、個体把握に至らなかった経緯がございます。また、個体把握の警察や猟友会との連携方法など検討課題もあり、現在はその段階にある状況であります。近況では、朝日の森に事務所を開設準備中の、ドローン事業を展開する会社において、赤外線カメラを搭載したドローンによる熊捜索事業をメニュー化している情報を得ておりますので、地元猟友会と協議の上、活用について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の、今後の育成や担い手支援についてお答えいたします。熊ハンターの平均年齢は65歳で御指摘のとおりであります。まず、担い手支援につきましては、現在も取り組んでおります、狩猟免許取得費用の全額補助と猟銃購入費用の一部助成を継続してまいりたいと考えているところでございます。また、育成につきましては、現状として猟友会に頼っていることに、ほかならないのは事実でございます。町が育成を指導していくことは、現状では無理があると認識しているところでありますが、昨年の第3回定例会における武藤議員の質問でも答弁しておりますが、公的な実動組織を自治体連携で取り組むことに対して、北海道の支援体制の整備を注視しているところでもありますので、そのような取り組みの中で、担い手の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再々質問いたします。

質問の1点目です。駆除した場合におきまして、300キロほどのヒグマの残滓処理については、ナイフ等で解体しハンターが小分けにした後、袋詰めして処理場に運ばれています。解体には3時間ほどかかると聞いていますが、大型の個体に対する労力軽減を目的に支援するお考えはありますでしょうか。

2点目、檻の設置に関しまして、トラックで運び積み下ろしに関しては、設置場所付近の牧場などからトラクターを要請し、設置の協力を依頼していると思います。例えば、本町がユニックを装備したトラックを購入したほうが、時短や効率の観点からメリットはあると思いますが、購入し対策を支援するお考えはありますでしょうか。以上2点についてお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再々質問について答弁いたしたいと思います。

初めに、大型熊の解体に対する労力軽減策についてであります。現在は、捕獲した熊の解体作業も含め委託しておりますが、ハンターさん複数での解体される方や、お1人で作業されておられる方もいると承知しているところでございます。袋詰め後の処理場までの運搬につきましては、町職員が運搬しておりますが、解体作業のノウハウはハンターさん個別のものと認識しておりますが、その軽減策として町が何ができるのか、地元猟友会とも意見交換してまいりたいと考えております。

次に、熊檻設置をスムーズに行うための車両導入に対する考えについてであります。熊檻の移動や設置の状況といたしましては、小型檻は町有軽トラックによる移動と人力による積み下ろしが出来ますが、大型檻の場合は、議員御指摘のとおりトラックとトラクターが必要となりますことから、設置場所、近隣農家の協力を得て設置しているところが現状としてございます。近年の移動件数は10数件程度で、1件当たり設置まで数日を要している現状でございます。御質問にあります、車両を導入することによりスムーズな設置も可能となるわけではございますが、車両の運行に当たりまして必要な職員の作業免許取得や山間部の林地内に設置すると想定した車両の選択、さらには導入に係る補助制度の活用も視野に入れながら判断していかなければならないと考えているところでございます。いずれに致しましても、設置環境と整えるため小型檻の導入や現在の協力体制の強化も含めて最善の選択をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再会 午前11時15分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、竹中進一議員の「サラブレッド大壁画改修の必要性は」の発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中進一です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。

国道230号線、節婦町から新冠市街地間、一時休憩場や飲食店がある山側の壁画に設置されているサラブレッド大壁画は、他所では滅多にお目にかかれない存在で、国内的にも珍しいのではないかとと思われるわけですが、今や新冠の観光名所の代表的存在となり、観光地の案内などに積極的に掲載されていて、町民の誇れる観光の代表的存在であるのが現状であると認識いたしているところでございます。現在のサラブレッド大壁画は、過去にも何度か改修がなされてきましたが、現在設置されている壁画もところどころ色落ちが激しく、改修または何らかの手だての必要性があると思いますが如何でしょうか。この大壁画に設置されている箇所の環境は、海岸から近く潮風にさらされるなど、厳しい条件下にあると思いますが、現在の壁画は修復されてから、これまでの期間と比して短かったように感じます。現在の壁画が設置された時期は、事業の関係で冬季間に施工されたわけですが、それとの直接的な関りや他の要因などがあるのでしょうか。現時点で把握いたしていることがございましたらお願いいたします。せっかくここまで町の、特に観光面での顔としての地位が確立されてきたわけですが、現時点のままでは観光の目玉としてそぐわないと思いますし、周辺に生えている木々が繁茂してきていて、せっかくの壁画全体を通行するドライバーや同乗者へ見せるにはわずかの間のみで、全体は確認することも出来にくい状況となっております。壁画前の環境整備に思い切った対策が必要と考えますが如何でしょうか。今、日高自動車道の建設がどんどん進んできており、令和7年度には、仮称ではありますが、新冠インターキングチェンジが開通する予定となっております。インターチェンジの開設は多くの変化を町にもたしますが、その最たるものは、我が町への観光客等の流入増加ではないでしょうか。また、当町を訪れる多くの方々は、日高自動車道を利用すると思われ、当町のインターチェンジは日高の玄関口になると思われ。その反面、厚賀から高江までの間は国道の利用率が低下することとなり、せっかくの壁画を確認する機会が減少することとなるわけで、新冠町の観光アピールのためでしたら、日高自動車道から確認できる最適な場所のほうが効果は絶大と考え、移設も視野に入れた検討が必要になるかと思えます。現在のサラブレッド大壁画の改修への取り組みがなされるとしたら、併せてそのような適当な個所を検討し、さらには、今の壁画とは別の広告塔や看板の設置など、大壁画との親子看板といった、全く新たな発想によって形を変えるなどの検討の余地はないでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員から御質問の「サラブレット大壁画改修必要性は」についてお答えいたします。

節婦町地区、国道235号線太平洋に面した岩盤質の山肌を利用した壁画は、「サラブレット大壁画」と呼ばれ、多くの観光客の目を引き、当町の観光スポットの1つとなっています。特に苫小牧方面から訪れる方にとっては、新冠町への到着を実感させる効果として大きな存在となっており、貴重な観光財産と考えるところです。

質問の1点目、色落ちと改修について何等かの手立ての必要性と、質問2点目の前回改修からの劣化進度及び質問4点目の別の場所への移転検討について併せてお答えします。当該壁画は、平成2年に設置され、これまで平成15年、平成27年の2回改修を繰り返しています。現在の壁画は平成27年に改修したもので、9年経過していますが、当該改修においては鮮明な色彩を目的に壁画を岩盤吹付けからパネル貼り付けへと設置の手法を変更しています。当該改修以前は、およそ12年間色彩を保っていたことを考えると、色彩の色落ちが早いと感じており、原因としては、日々の潮風と西日によって、現在の壁画パネルの色彩劣化が早かったものと考えています。質問にあります何等かの手立てと別の場所への移転検討についての考えですが、町としても改修が必要な状況であることは、十分認識していますが、改修には大きな費用を要し、また活用可能な補助制度もないため、改修した場合、町の負担が非常に大きなものとなってしまいます。また、これまで同壁画は列車の車窓から、あるいは国道を行き交う車から見える当町のシンボルマークでありましたが、鉄道が廃止され、さらには新冠ICが高江地区に開設されるなど、交通の導線が大きく変わろうとしていることを考えたとき、移転又は廃止を視野に入れた検討もご提言通り必要になると考え、検討に当たっては、その役割の代替可能性も併せて検討する必要があるものと考えております。このようにサラブレット大壁画に関わる検討には、多面的な検討が必要であり、検討は令和7年度の新冠ICの開設による流入人口の増加など、一連の変化を見極めた上で適切な判断をするべきものと考えていますので、協議の進展をお待ちいただきたいと思います。また協議は議会と共に、さらには関係する方々の意見を広く聞き取り進めて行く所存ですので、よろしく申し上げます。

質問3点目の、壁画周辺樹木の環境整備についてですが、壁画周辺の樹木は、保安林とされており、大きな環境変化を行うことは困難ですが、許される範囲の中で、美化に向けた努力をして行く所存です。サラブレット大壁画は、自然を生かした創意工夫あふれる観光財産です。今後は当該壁画が果たしてきた役割と効果を改めて検証し、今後新冠町の観光に必要となる観光財産を検討、協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 御答弁いただいた中で、重複する点もございますけれども、私の

思いを再質問させていただきたいと思います。現在のサラブレッド大壁画は、パネルに描かれたものを岸壁に張りつける形態となっており、パネルによっては色地の度合いに違いがあり、簡易的に上塗りなどの方法もとれそうな感じもいたしますが、いかがでしょうか。我が町、新冠町観光アピールのために果たしてきたサラブレッド大壁画は、前回、町民からデザインを募集いたし採用されたものとなっており、大変好評でございました。また、一方で、今後大改修がなされるようでしたら、同僚議員の中でも深く関心を寄せている事項でございますが、全く新しい発想で、今やトレンドとなっている「馬娘」をデザインするものも観光客うけし、それを目当てに来られる観光客の方々が期待できるのではないかと話題にもなっておりますが、一考の余地があると思いますので、御検討の余地はないでしょうか。壁画の前の樹木により壁画全体が確認出来ない状況ですが、この樹木は、先ほど答弁にもございました保安林となっており、手を加えるには許可を得なくてはならないことになっておりますが、もともとは壁画全体が確認できる状況であったわけですから、災害時への配慮もいたしながら、思い切った整備をしていただくことを望むわけでございます。高規格道路高江インターチェンジ開通を見越して壁画を移動するか、または確認しやすい適当な個所がありましたら、壁画そのものの移動、または日高自動車道から確認できる看板等設置を検討してはいかがでしょうか。現在の厚賀インターチェンジから苫小牧東インターチェンジまでの日高自動車道の間、ドライブ中確認できる看板は余りないと思いますが、特に目立っているのは、冬季間、むかわ竜の電飾です。これは個人が設置したものとのことでもございました。自動車道から見える範囲の看板などの設置については、道路敷地以外の箇所であれば、特に規制はないようなので、設置に向けて御検討いただくことは出来ないでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えしますけれども、最初の答弁と重複することを御理解いただきたいなというふうに思います。

まず1点目の、簡単なやり方で塗装してみることは検討しないのかということでもございますけれども、どういう方法とるにせよ、足場の設置が必要となりまして、かつ改修費用の大変な足場の設置費用であることを考えたとき、改修とするなら本格的改修になるかと考えます。

また、2点目の、アニメキャラクターの活用したデザインに変更してはということだと思いますけれども、この点は、多くの協議を得て決定していくことになるかというふうに考えておりますので、この辺は、後で総括的に申し上げることで、御理解いただきたいなというふうに思います。また保安林の伐採は難しいと私は思っておりますが、先ほど申し上げましたように、できる範疇での整備はしてまいりたいというふうに思っております。最後に繰り返しておられますけど、サラブレッド大壁画に係る検討には、多面的な検討が必要でありまして、検討は令和7年度の新冠インターチェンジの開設による流入人口

の増加など、一連の変化を見極めた上で適切な判断をするべきものと考えておりますので、協議の進展をお持ちいただきたいと思ひますし、協議は議会とともに、さらには関係する方々の意見を広く聞いて取り進めていく所存でございますので、設置場所につきましても、当然検討していく中で考えていかなければならないことだというふうと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○1番（竹中進一君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の「ダブルケアに対する支援策」の発言を許可いたします。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 3番、中山千鶴子です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いダブルケアに対する支援策について質問いたします。

高齢化に伴って介護が必要な人口が増加しており、令和4年3月時点で介護認定を受けた人は、全国で約690万人となっています。これにより家族の介護を担う人の数も増加し、650万人が日常的に家族のお世話をしていると報告されています。一昔前であれば、1人のお年寄りを家族数人で見守ることが可能でしたが、現在では少子化、核家族化により介護を担う人の負担がとて大きくなっています。特に近年問題となっているのは、晩婚、晩産化により、子育て中に介護を抱えるというケースが増加していることです。子育てと介護に同時に直面することをダブルケアと呼びますが、7年前の調査によると、全国では約30万人がダブルケアを経験していたようです。現在では、その数はもっと増加していると考えられます。ダブルケアを行う人の9割は30代から40代の働く世代で、主に女性がそれを担っているということです。子育てと介護を両立させるために仕事をやめなければならない人もおり、多くの方が家計に不安を感じているようです。ダブルケアを行っている人に負担に感じることは何か、民間の会社が調査したところ、1位が精神的負担、2位が体力的負担、3位が経済的負担と続いていました。また行政に充実してほしいと思ひ支援策については、育児、介護の費用負担の軽減、また、保育施設の量的拡充、また、介護保険が利用できる介護サービスの量的拡充となっていました。さらに介護施設の入所基準をダブルケア世帯に配慮した基準にしてほしいという意見も多くなされています。当町の最新の地域福祉計画の中でも、要介護者が増加していることが示されており、このことから当町においてもダブルケアに直面している、またはこれから直面するであろう人々がいるかと思ひますので、改めて子育てをしながら介護をしている人のための支援策についてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中山議員から御質問の「ダブルケアに対する支援策」についてにお答えいたします。

ダブルケアにつきましては、議員が言われるとおり、高齢の親世代や親族等への介護と子どもの育児が同時期に重なり合う状況を云い、少子高齢化や核家族化を背景に、女性の社会進出等による晩婚や出産年齢の高齢化を要因に実態が顕在化し、我が国の新たな社会問題と言われております。当町における介護支援の現場において、ダブルケアにより支援が必要と思われるケースは今のところ確認しておりませんが、介護保険制度上の要支援・要介護の認定者数は、平成25年度の333人から令和5年度には369人へと増加しており、高齢化の現状から今後も400人前後で推移するものと見込んでおります。一方、女性の出産時平均年齢を見ますと、平成25年度の31.1歳から令和5年度は31.6歳であり、僅かな上昇に止まっておりますが、晩婚・晩産の傾向は継続していくものと想定され、ダブルケアは軽視の出来ない課題の一つと捉えております。ご質問にもありましたように、ダブルケアに直面されている方は、精神的な負担や体力的負担、経済的負担が大きく、その負担要素として大きいのは、子育てよりも介護の負担感が大きいためと推察されます。介護保険制度では、それぞれの状況や個々の介護度に応じて、在宅への訪問介護や通所介護、重度の方には施設入所などのサービスを整えており、係る利用料につきましては、サービスを受けられる本人等の所得状況に応じた負担割合や負担限度額等が定められている状況です。限られた社会資源とはなりますが、適切なサービス利用に繋げ、介護者の負担軽減に努めて参りますので、まずは保健福祉課内に設置しております地域包括支援センターにご相談を頂きたいと存じますし、職員による日常的な訪問活動や介護事業、子育て事業を通じ、適切な対応に努めて参りたいと存じます。また、子育てに対する負担軽減策といたしましては、保育施設等の利用サービスがございます。就学前児童の場合は保育所のほか幼稚園、子育て支援センターにおける一時預かり事業の利用が可能ですし、小学生児童は児童館クラブの利用が可能となっております。いずれも、サービスに係る利用料は、所得状況等に応じた負担割合を定めておりますが、満3歳以上や低所得世帯の保育利用及び児童館クラブの利用は無料としております。また、保育所への入所要件といたしまして、両親とも就労されていることが一つの要件となっておりますが、家族介護を理由に就労できない場合にも利用を可能としております。本年度は、新冠町子ども・子育て支援事業計画の更新年度となっており、現在、策定作業を進めているところでございますが、策定にあたりましては、保護者を対象にアンケート調査を実施するほか、子育て関係団体等との協議を進める予定としており、支援策の充実に向けた検討に意を用いてまいりたいと存じます。ダブルケアに直面されている方の多くは女性であり、介護と育児の負担が一人に集中してしまうため、家族からも孤立してしまう場合が多いと言われております。地域でのつながりや家族同士の助け合いが薄れている今日ではありますが、あらためて地域の人とのつながりを大切にし、お互いを助けあう、共助の関係性を日常的に構築していくことが肝要でございますので、引き続き、自治会や福祉団体、ボランティア団体等との連携を図りながら、町民一人ひとりの意識の醸成にも努めてまいりたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○3番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、中山議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の「大学との連携協定と地域指定校推薦枠について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い大学との連携協定と地域指定推薦枠についての一般質問をいたします。文科省の学校基本調査によると、2023年3月の高等学校等卒業者数は約96万9千人と、25年前の対1998年比で67.2%に減少しておりますが、国公立大学入学者数は、同年比で103.4%、私立大学入学者も106.4%と増加しており、大学進学率も20%以上増えております。そのような中、私立大学全体の定員充足率は、2023年度に100%を割り込みました。近い将来には、さらに多くの大学が定員割れに陥ることが予想されます。さて、昭和音楽大学と室蘭工業大学は、当町との結びつきが強く、いずれも特色があり専門性が高い大学と認識しております。昭和音大とは、新冠町提携事業のパートナーシップコンサート、アウトリーチコンサート、クリニック等が毎年開催されてなじみ深く、室工大とは、コロナ禍以前、社会体験実習の単位が与えられる正式科目として、学生が町内の農家にホームステイをして、農業実習を行う事業を10年以上行っていた経緯があり、2018年には、室工大院生が新冠町地域課題解決プロジェクトと題し、新冠の今後について現地調査をし発表する機会もありました。これらの大学を含め、課題解決に取り組む地域と学生との接点を築き、より実用的に生かすことは、今後のまちづくりに必ずや貢献することでしょう。協定締結による恩恵は高校卒業する生徒だけでなく、関係人口の創出やリカレント、リスクリーニングといった社会人の学び直しにもつながり、当町にとっても先々への大きな広がり秘めております。これは大学側にとっても生徒数の確保や知名度の向上、フィールドワークの場としての活用などのメリットがあるでしょう。以前に立命館慶祥高等学校と地方創生人材育成制度に関する協定を締結した実績もありますが、自治体と大学の縁を生かした協定に基づく先行事例に倣い、当町における大学との連携協定締結と地域指定推薦枠創設の可能性について、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員から御質問の「大学との連携協定と地域指定校推薦枠について」にお答えいたします。

これまで新冠町は、町の社会的、文化的発展に寄与すると考え、大学との連携あるいは提携に努めてきました。その1つである昭和音楽大学との提携事業の取り組みは、大学側の地域連携推進という方針と当町の音楽によるまちづくりという特徴あるまちづくりが合致し、23年もの長い間、継続しています。また、現在は法政大学が社会連携事業として日本のサラブレッド産業の現場を考察するという課題を設定し、町内の生産牧場と育成牧

場をフィールドワークとし、軽種馬産業を現場から把握、理解することで大学生が地方創生を考えるカリキュラムを実施する計画にあるなど、当町を舞台とした新たな大学の取り組みも始まろうとしています。いずれも大学側からの働きかけから始まっており、そこには大学の知名度アップ、あるいは地域連携の取り組みが大学の評価に繋がるなどの理由があるかと思いますが、当町にとっても有益な取り組みと考え、共に推進して行く所存です。質問にある高校、大学との協定の締結、そして地域指定校推薦枠創設の可能性についてですが、高校進学に際し、地域指定校推薦枠を設定する協定を結ぶことは、教育機会を広げ、教育機会の均等化を図ることができる一方で、推薦条件に進路専攻限定の規定があるなど、中学生の段階では判断できないこともあり、誰もが希望するという状況にはなっていない面もありますが、今後新冠町の子どもたちにとって有効な推薦枠の協議機会があったときには教育委員会と協議の上、積極的に推進して行く所存です。また大学との連携協定締結については、先に述べましたとおり協定を締結することなく、23年間もの長きに亘り提携事業を継続していることを考えたとき協定締結の必要性を今は感じていませんが、具体的な目標を設定し、共に推進すべき個別のテーマが生じたときは、協定を締結することは将来的にはあるものと考えるところでございます。同様に、地域指定校推薦枠を目的に大学と協定を結ぶのではなく、大学との提携事業の中で、相互理解が深まり協定を締結した結果、地域指定校推薦枠の設定が生まれるものと考え、この点からも連携事業を大切に、推進して行く所存です。繰り返しになりますが、連携事業と地域指定校推薦枠、いずれにおいても大学側が当町との地域連携をどのように考えるかが大切であり、大学の検討きっかけは、当町におけるフィールドワークなどの中から当町にその可能性と必要性を見出したとき地域指定校推薦枠の協議が始まるものと考えるところでございますので、ご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 特に昭和音楽大学については、レ・コードと音楽によるまちづくり事業を展開する当町にとって、明文化することの意味は大きいと考えます。前向きな協議と早期の実現を望みます。再質問として、教育長にも見解を伺います。公立高校配置計画案では、定員割れによる学級減という事態は避けられない様相です。進学するということに対して、子どもたち自身の将来についての考え方は当然ですが、地域における保護者の意識、学校や先生たちのとらえ方、これらに関して、今後求められるニーズに、自治体推薦枠の創設は、学力向上と夢に向かって頑張るモチベーションにつながるとも考えます。教育現場での実情を含め、教育長の答弁を求めます。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 長浜議員の再質問にお答えいたします。

大学と町の特徴ある連携事業が進展していく中で、双方の課題解決や、将来にわたる利

点などが明確化することで、連携協定の締結や自治体推薦枠の創設につながると考えます。高校生にとってより魅力のある大学に、自治体推薦枠が創設された場合には、地元の意識の向上につながる一方で、多くの進学希望者が集まり、自治体で選考が必要となることや出身地による不公平感を生むなど、様々な課題が生じることも考えられます。自治体推薦枠の創設の可能性については、大学側の意向が大きいと考えますが、地元の高等学校への進学や当町における優秀な人材の確保、育成の流れにつなげることができれば、当町にとってもメリットがございますので、先進自治体の調査や地元の高校、役場の人事担当課との意見交換を行うなど、大学の自治体推薦枠について理解を深めてまいりたいというふう

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○9番（長浜謙太郎君） ございません。

○議長（氏家良美君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再会 午前12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。但野裕之議員の「防災道の駅への改築について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、防災道の駅への改築について質問いたします。東日本大震災で津波の被害を目の当たりにして以来、中央自治会は自治会の意見として、高齢者など多くの住民が津波避難に対して大きな不安を持っていることから、町政懇談会などで新冠市街地に津波避難塔の建設を要望してきた経緯があります。そのような中、要望に応えた形で、国保診療所を津波避難塔に対応した改築計画が進められました。しかしながら、コロナ禍とウクライナ情勢による資材高騰などの理由から、国保診療所改築が先送りになったのです。市街地住民にしてみれば、切望していた津波避難塔建設が白紙になったようなものです。折しも今年1月1日に能登半島地震が発生し、またしても津波被害を目の当たりにし国保診療所改築が遠のいたことで、なお一層津波に対する恐怖と避難に対する不安を感じる状況となっています。津波避難に対する不安が払拭されない結果となったのです。それとは対照的に、節婦地区においては津波避難タワーの建設が決定し、節婦地区住民からは安堵の声が多く聞かれています。節婦地区に津波避難タワーの建設が決定してからは、市街地住民からは不満ともとれる声も聞かれます。市街地には津波避難に対応できる新冠小学校体育館がありますが、より安心安全に対応できるものを国保診療所改築をもって、対処しようと

しましたが、頓挫した結果と思われます。この津波避難に対する課題解決のために、国の補助金を使うことのできる防災道の駅の建設を進めてはいかがでしょうか。道の駅は、車やバイクを運転する人たちの休憩施設として利用されていて、今年2月現在、全国に1213か所が登録されています。サラブレッドロード新冠もその一つです。防災道の駅は、都道府県の地域防災計画などで、広域の防災拠点に位置づけられた道の駅の中から選ばれています。防災道の駅には、耐震化された建物や停電対策設備、飲料や水などの備蓄、さらに2500平方メートル以上の駐車スペースなど、災害が起きたときに避難所や支援拠点として使える機能が整っています。2021年6月現在、全国36道府県で39か所が選定されています。道の駅が災害時に役立つと注目されたのは、2004年の新潟県中越地震で、新潟県十日町市の道の駅「クロスTEN十日町」が地震発生当初から避難所や給水などの支援拠点となりました。その後、東日本大震災や全国各地の豪雨災害でも、道の駅は注目されました。今年1月の能登半島地震では、防災道の駅に選定されている石川県輪島市の能登里山空港が避難所として活躍し注目されました。このように、今の道の駅を防災道の駅へ改築することによって、中央自治会の要望に応えることになり、市街地住民の津波に対する不安も払拭され、さらには災害時の防災拠点ともなります。日高地方は千島日本海溝地震で予想される大津波の被害が想定されています。日高地方の防災の拠点、要ともなりうる防災道の駅の必要性は大きく、近隣市町の利用も得られることでしょう。懸念されるのは2500平方メートルの駐車スペースの確保です。レ・コード館第2駐車場とJR跡地を利用することでクリアできるものと推測します。津波避難は市街地住民にとって喫緊の課題と考えます。町長は公約の一つとして、日高自動車道新冠インターチェンジ開通を目途に道の駅の改修を上げていました。市街地住民の不安を解消し、住みよい暮らしよい安心安全なまちづくりを進める上で、災害時に避難所や物資の集積地、救助活動の拠点となる防災道の駅への改修を進めるべきと考えます。町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員から御質問の「防災道の駅への改築について」にお答えいたします。

国保診療所の改築建替え計画に伴い、新冠市街地における津波等の新たな避難所として、新診療所を高層化し、避難スペースや非常電源装置設置場所の高所化及び防災備蓄倉庫の設置などを基本計画に組み込んだところです。しかし、資材や人件費等の高騰により建設事業費が大幅に増額となる見込みから、工事着手については、一旦見送ることにしたことは周知のとおりであり、改築計画自体を断念したものではありませんので、避難所機能についても同様であることをご承知おきください。まず、防災道の駅についてですが、その選定要件は、都道府県の地域防災計画等において、広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅で、災害時に求められる機能に応じて、建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること、災害時の支援活動

に必要なスペースとして、2500㎡以上の駐車場を備えていること、道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まった業務継続計画が策定されていることとなっており、これらが整っていない場合については、選定後3年程度で整えるための具体的な計画があることとされております。また、防災道の駅に選定されたときは、選定要件であるハード・ソフト両面に対して交付金等により重点的な支援が受けられるというものです。

但野議員の質問の趣旨は、この防災道の駅制度を活用して、津波避難が可能な道の駅に改築してはどうか、ということであると思っておりますが、只今申し上げましたとおり、交付金による支援は、既存施設の耐震化等に対するものであり、そもそも改築建替えや既存施設を2階や3階建て構造に改築するようなケースは、対象となっております。なお、現状において、本制度の目的である広域的な防災拠点を目指す考えはございませんので、そのことを申し添えて答弁いたします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今の町長の答弁では、改築に当たっては防災道の駅の補助制度は使えないということでしたけども、であれば新築するような形であれば可能だというような判断はできるのでしょうか。もしそうであるのであれば、診療所が先送りになりました、地域住民の津波避難に対する不安は大きいものがあります。それを解消する上でも、どちらを先にするのかといえは多分、診療所が先なのかと思いますが、それは定かじゃありませんけども、もし道の駅改修を望む多くの町民の声もあります。日高自動車道の新冠インター開通も令和7年に迫っておりますけども、新たな観光資源として新築するような考えがお持ちであれば、その制度を使って新築するというような構想はあるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） これまでも行政報告でもしていますように、新道の駅の新築につきましては、経営基盤をしっかりとした中で考えていきたいということも言っておりますし、また、令和7年度にインターチェンジができる、その人の流れを見ながら考えていきたいということも述べております。また、どちらを先にするかという優先度におきましては、診療所を優先にしたいということも話しておりますし、大規模災害時の活動拠点として、新たに、朝日の森を拠点施設に位置づけして対応していこうと考えているところでございます。そういった意味からして、道の駅のすぐでの対応は考えていないことを御理解いただきたいと思います。それと先ほど申し上げましたが、新築につきましても交付金の対象とはなっていないので、あわせて御理解いただければと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 市街地の住民の津波避難所として新冠小学校体育館ありますし、そのような中で、津波対策として診療所を3階建てにして避難できるような形に持っていたと思います。ということは新冠小学校の体育館では津波に対する不安が完全には言えるのでしょうか。無理して、新冠小学校体育館が津波に対して大丈夫であれば、診療所もそのような大きなものにしなくてもよかったというような、結論に達すると思うんですけども、やっぱりある程度、小学校の津波避難に対しては不安があるから、診療所、その対象としたにもとらえますが、新冠小学校体育館、津波避難に関しては万全だと言えるでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 質問にお答えいたします。

小学校、現状においては、私は安全だというふうに考えてございます。ただ、診療所について防災対策を同時に考えた。これは物をつくるときに、やはり小学校一つでなくて、また別なところにもあることによって、町民も安全に思うでしょうし、無駄なものを造りたくない、やっぱり兼ねたものを造ってつくっていききたいというのは、誰しも考えることだと思います。また、小学校も、いずれ改築等も考えなければならないことも生じてきますので、そのときに、また新たにそういう制度があるのかと言っても、なかなか難しい面もございますので、そういった意味で診療所にもそういうものを考えていったということでもありますので、御理解いただきたいなというふうに思います。また、今現状において収容人数といたしましても、試算ですけれども、避難するという中央町の方々の人数から追いついた試算では、間に合うという面積も生じておりますこと、あわせて御報告して理解を得たいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） 引き続き、但野裕之議員の「相続登記について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き、通告に従い、相続登記について質問いたします。

亡くなった人が相続した土地の登記、相続登記が4月1日から義務化されました。これまで登記は任意でしたが、土地の有効利用を望む所有者不明土地をこれ以上増加させないためのものです。所有者不明土地が全国で増加し、周辺の環境が悪化していることも理由となっています。この相続登記義務化を知らない人は意外と多いと思われまます。4月以降、不動産を取得した相続人は、所有権を知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。正当な理由がなく義務に違反した場合10万円以下の過料が科せられる場合もあります。過料が科される場合の流れは次のようになります。登記官が相続登記の義務違反を知ると、相続人に催告書を送付します。正当な理由がなく登記されないと、登記官が裁判所に申請義務違反を通知します。それを受け、場合によっては10万円以下の過料が科せられます。一方、相続人の間で遺産分割の協議がまとまらない場合でも、相続が始まったこと、自分が相続人であることを法務局に届出をすれば、相続登記の申請義務を果たし

たことになる制度「相続人申告登記」が新たに設けられることになりました。また、今年4月1日以前に相続した不動産も2027年3月31日までに登記しなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。さらに2026年4月からは、住所などを変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請をしなければなりません。義務に違反した場合5万円以下の過料が科せられます。所有者不明土地とは、不動産登記を見てもすぐに所有者が判明せず、判明しても所在不明で連絡のつかない土地のことです。国のまとめでは、相続したのにもかかわらず登記されていない土地が調査対象の13.4%に上るそうです。特に多いのが林地で未登録の割合は17.8%のことです。一方、民間の所有者不明土地問題研究会が2017年に公開した資料では、こうした土地の総面積は2016年時点で、九州本島の面積を上回る推計約410万ヘクタールに上っています。その後も何ら対策を講じなければ、2040年には約470万ヘクタールと北海道とほぼ同じ面積に匹敵する可能性があるとしています。実際問題として災害復旧事業などで宅地として確保した土地があっても、所有者を探索するだけでも時間を要し、工事が遅延するなどの障害が起きています。実際13年前の東日本大震災では復旧復興工事の妨げになるなど、大きな社会問題となりました。所有者を特定するには、膨大な時間と費用がかかります。所有者不明土地問題研究会は、年間損失額を2016年の約1800億円から2040年には約3100億円になると予想しています。これらのことから当町において、まちづくりを進める上で、さらには大きな災害に見舞われ復旧復興が必要となった場合においても、所有者不明土地は大きな障害になると推察されます。また、所有者不明土地は、誰も管理しないため地域環境を悪化させます。これらを回避するためにも、所有者不明土地を発生させないためにも十分な周知が必要です。立ち入った形にはなりますが、終活の一助として高齢者を中心に、町民生活課や保健福祉課などの指導で、町内からできる限り所有者不明土地を発生させないよう周知徹底を図るべきと考えます。町長の所見をお伺いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員から御質問の「相続登記について」にお答えいたします。

土地や建物といった不動産を所有する方が亡くなった時、その所有権は相続人に相続され、そのことに伴い所有権登記名義人を変更する登記申請手続きが必要となります。しかしながら、様々な理由によって相続登記がされることなく、放置されるケースが多く見受けられるようになり、長い間放置された結果、登記が困難になることもあれば、相続人不存在のまま所有者不明の空き地、あるいは空き家となるケースも見られ、全国的な課題となっております。このような相続を背景とした未登記不動産は、議員のご質問にあるように、多くの所有者不明不動産の原因となっており、空き家問題などの社会問題を作り出す要因とも言われております。このような問題を解消するため本年4月1日から、自らに相続があったことを知ってから3年以内の相続登記が義務化され、正当な理由なく登記義務を怠った場合は、過料が科せられるなど大きな改正がなされました。これらの事務は法務

局所管となりますが、誰もが直面する可能性のある相続に関する大きな変更であり、町では札幌法務局の依頼に基づき、広報にいかっふ昨年5月号において、義務化に対する準備を呼びかけるとともに、本年6月号においては、3年以内の登記申請の必要性について周知したところです。また、窓口では昨年度から死亡手続きの際にリーフレットを配布するとともに、必要に応じ口頭説明により制度理解を促す取り組みを行っているところでございます。不動産は個人の財産に関わることで、所有者が不明となることによって空き家問題など行政課題にも繋がりますことから、町といたしましては、引き続き法務局と連携し、積極的な周知広報を行い町民の理解を深めて参る所存ですので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、村田貞光議員の「積極的な企業誘致について」の発言を許可いたします。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 4番、村田貞光です。議長より通告の指示がありましたので質問させていただきます。

町の人々が減少する一つの要因には、企業がないことから、みんなが口を揃えて言っております。このままいても人が減収する一方で、ここで何か手を打つ必要があると思っております。そこで新冠町がさらに発展するための積極的な企業誘致が必要と考えます。企業誘致とは、地域経済を活性化させるための取り組みの一つであります。企業の本社や事業所、工場などを地方へ誘引し、都市部への一極集中経済を地方に分散させることを意味します。企業誘致によって新規雇用機会が増えたり、税収が増加したりすることが自治体における利点であります。そこで3点質問させていただきます。

1点目、平成元年9月28日、新冠町企業誘致条例が施行されておりますが、直近の10年間の実績を伺います。

2点目、新冠町企業誘致条例の中に認定企業とありますが、どのような企業が認定されるのか。

3点目、新冠町の企業誘致は、町が広告を挙げて宣伝することが私は必要だと思いますが、現在はどのように周知を行っているのか。お願いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 村田議員から御質問の「積極的な企業誘致について」にお答えいたします。

企業誘致は、村田議員の質問にもありますとおり地域の雇用機会が創出され、さらには地域の所得水準の向上が期待されるなど地域経済の活性化に寄与するとされています。その反面、大規模工場などの進出によって周辺環境に大きな影響を与える可能性もあり、企

業誘致に当たっては、もたらされる町民利益と失われる現状を十分に比較衡量することが必要です。

質問の1点目、平成元年9月28日施行の「新冠町企業誘致条例」の10年間の実績についてですが、該当する事案は平成27年に稼働を開始した株式会社日高食肉センターの事案1件となります。しかしながら、町に企業を呼び込み、拠点を設置することを企業誘致としたとき、学校統合事業における校舎の有効利用として平成20年に福祉関連事業所が、平成22年には民間の美術館が事業を開始し、さらには本年4月から横浜市に本店を置くドローン開発会社が朝日の森で事業を開始しており、当町は常に企業の誘致に係る取り組みを進めているところです。企業誘致条例に基づく企業の呼び込みのみが企業誘致ではないと考えるところですが、隣町にある総合病院の移転検討に当たっては、当該条例を適用させ現在誘致に邁進しています。

次に、質問の2点目の条例第3条第1項中「町長が認定した企業」即ち認定企業についてですが、当該条例の施行に関し、必要な事項は「新冠町企業誘致条例施行規則」において定めており、同規則第3条第3項において、認定企業の要件を「常時使用する従業員が10人以上であること」また「立地のための投資額が土地取得費を除き2000万円以上」として定め、整備する施設累計として11の累計を列挙しています。

次に質問の3点目、企業誘致についてのPRとセールスについてですが、およそほとんどの市町村は企業誘致について積極的であり、企業の誘致先となることを求めているのが実情です。またこのことは、全ての企業が知るところでもあります。さらには、広告によって企業が進出検討を始めるとは考えられませんので、企業誘致に係る特別なPRを行う考えはありません。また、企業誘致は、移転検討を始めた企業に対し、環境、条件そして町民利益などを検討した上で、町が積極的に誘致を働きかけるのが通例であり、当町においても企業誘致に係る情報について常に収集する姿勢にあり、収集した情報と状況、条件を見極め、町に寄与すると判断した際には、町長である私、自らが率先して誘致に向けたセールスを行う所存です。

最後になりますが、近年、北海道内に大規模半導体企業の誘致が決定し、また令和7年度には日高自動車道新冠ICが開設されるなど、当町を取り巻く環境は、企業誘致の可能性を高めていると考えています。当町への企業誘致可能性のある企業に対しては、その可否を見極め、私自身が積極的に動き、全力で誘致に取り組む所存ですので、よろしく願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 再質問させていただきます。

今、来年のですねインターが開通になるということで、これはすごい私もチャンスだと思っております。今の形から、やっぱりセールスをしながらですね、もっともっと呼び込んでですね、やる必要があるのかなと私は思ってます。企業といってもですね、大中

小様々な企業があります。私としてはですね、小さくても若い方々が新規で立ち上げる企業は、前向きに応援したいと思っております。今こそ他町にない新冠町独自の取り組みが必要だと思っております。そこで今、新冠町の土地、町が今後活用しない利用しない土地、あるいは民間のですね後継者のいない牧場、宅地等売りに出せる土地等ですね、自由に企業が見ればなと思っております。そうすることでですね、さらに町民、町長もですね、企業へのPRにつなげることができるんじゃないかなと思っております。都会がですね地価が高騰して、そこにその土地をですね、求める土地をですね何て言うんですか、この土地がすごく、東京都心、札幌から見ると非常に安い価格になると思います。企業がですね、入りやすい安価でできるんじゃないかなと思っておりますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 村田議員の再質問にお答えいたしますが、村田議員の立場で、今、個人財産に行政が介入することを提案するということがなというふうに考えますし、当然、個人財産に対して行政が介入するべきではないと私は判断しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○4番（村田貞光君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、村田議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議第32号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第32号、令和6年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとして、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

議案書の事項別明細書10ページをお開きください。歳出の2款総務費、1項総務管理費から質疑に入ります。お開きの議案書10ページから13ページ。2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料は、1ページから5ページです。ありませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番酒井です。議案書10ページ11ページ、それから説明資料によりますと2ページになります。新冠町コミュニティバス運営事業についてです。コミュニティバスは、平成29年の三菱ローザ、走行距離が70万キロを超えていると説明がありました。これを更新するわけなんですけれども、車種が記載されてますので、日産キャラバン14人乗りということに更新しようとするものです。更新に当たりますと、メリットがあるのかなあというふうに思いますけれども、その詳細な説明を求めます。2点

目が、ローザからローザを入れ替えるという認識なんですけれども、このオゾン装置、オゾン発生装置を付け替える考えは、移植する考えはなかったのかどうか、この2点お願いします。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 2点今御質問いただきましたので、まず1点目、買い換える、更新させるメリットということでございました。まず、本来の計画では令和7年度に、今の70万キロ走っている三菱ふそう製のバスを更新させる、その更新に当たっては、今おっしゃってたようなワゴン車タイプに小型化させるという計画を持っていました。今回、三菱ふそうの70万キロ走ってる不具合の多いバスが故障いたしまして、その故障を復旧させるには70万円を超える金額を費やさなければならない。であるならば9か月後に廃車になるものに対し70万円かけるのであれば、これを機会に計画を前倒しして、ワゴン車タイプの小型化のバスにしようといった決断をしたところでございますので、そういったメリットがございます。これをメリットと言うかどうか分からないんですが、そういういきさつでございました。もう1点なんですが、オゾン発生装置なんですが、現在バスに設置しているオゾン装置につきましては、バスの大きさに合わせたものでございまして、それを付け替えるということは当然検討したのですが、今度のキャラバンタイプのものに対しては、大き過ぎて設置が不可能だということで、改めて購入し直そうという考えでございます。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） メリットの詳細について、もう少し聞いたかったんですけれども、ワゴンタイプにする14人乗りとの提案なんですけれども、これは乗車的には、今の路線を使って運行するに当たり問題はないのかどうかということと、諸経費の面でどのぐらい優遇されるのかなという2点お願いします。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 今コミュニティバスとして3路線走ってございますが、そのいずれの路線を運用させたとしても大きな問題はございません。ただ、担当課としましては、乗車人数が1番少ない美宇東川線の路線を運行させるのが適当かなと思ってございますが、この点につきましては、ドライバーの方と運送する会社と協議した上で決めたいというふうに考えてございます。また改めてメリットというふうなことの質問がございましたが、燃費といった部分につきましては、大型のものから小型化されれば当然メリットが生まれるものですから、そういった部分がメリットになるかと思えます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書14ページから15ページ、2項徴税費、予算説明資料6ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書16ページから17ページ、3項戸籍住民基本台帳費、説明資料はありません。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、3款民生費に入ります。議案書18ページから21ページ、1項社会福祉費、説明資料7ページから9ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書22ページから25ページ、2項児童福祉費、説明資料10ページから11ページ、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、4款衛生費に入ります。議案書26ページから27ページ、1項保健衛生費、説明資料12ページから14ページ、ありませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番酒井です。説明資料は13ページで議案書は26ページ27ページになります。伝染病予防接種についてでございます。新型コロナウイルスを接種を希望する方々に対しまして、65歳以上の方、それから60歳から64歳までの基礎疾患をお持ちの方、それに付随して生活保護受給者の方が対象となっております。大変ありがたいですし、町民も喜ばれるというふうに私も認識しております。いまだコロナウイルス感染症が収まっていない中、国の事業で今まで、昨年度まで接種していたわけなんですけれども、いまだに介護施設や病院等の入院の際に、合併症で亡くられる方がおられます。ケースがございます。昨年度まで複数回接種していたものなんですけれども、今年度からは年1回の接種ということになったんですけれども、その詳細な説明を求めます。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） コロナワクチンの接種の関係でございますけれども、昨年度までは国の特例臨時接種ということで、費用についても全額国が負担してございました。令和6年度からは、これは高齢者に対するインフルエンザ、肺炎球菌ワクチンと同様に、定期接種のB類疾病になるということになりました。この定期接種につきましては公費負担ということになりまして、自己負担とあわせて公費負担あるんですけれども、これの接種回数については、年度内に秋冬に1回接種ということで国のほうで定められております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書28ページから29ページ、2項清掃費、説明資料15ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、5款農林水産業費に入ります。議案書30ページから33ページ、1項農業費、説明資料16ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書34ページから35ページ、2項林業費、説明資料17ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書36ページから37ページ、3項水産業費、説明資料はありません、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、6款商工費に入ります。議案書38ページから39ページ、1項商工費、説明資料18ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、7款土木費に入ります。議案書40ページから41ページ、道路橋梁費、説明資料19ページから20ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書42ページから43ページ、2項河川費、説明資料21ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書44ページから45ページ、3項住宅費、説明資料はありません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、9款教育費に入ります。議案書46ページから47ページ、1項教育総務費、説明資料22ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書48ページから49ページ、2項小学校費、説明資料はありません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書50ページから51ページ、3項中学校費、説明資料はありません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書52ページから53ページ、4項認定こども園費、説明資料はありません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書54ページから55ページ、5項社会教育費、説明資料は23ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書56ページから57ページ、6項保健体育費、説明資料はありません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入に入ります。議案書前に戻りまして議案書8ページから9ページをお開きください。歳入はページごと一括して行います。議案書8ページから9ページ、12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、19款繰越金、20款諸収入、21款町債、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入歳出全般にわたって質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第33号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第33号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

引き続き、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第34号

○議長（氏家良美君） 日程第5、議案第34号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第35号

○議長（氏家良美君） 日程第6、議案第35号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長（氏家良美君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、御手元に配付したとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、御手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第8 発委第1号

○議長(氏家良美君) 日程第8、発委第1号、新冠町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。発委第1号は、全国町村議会議長会からの通知によるもので、改正は文言調整や言い回し等の軽微なものであり、議会運営委員会、さらに全員協議会で協議を終了しているものですので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

これより発委第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発委第2号

○議長(氏家良美君) 日程第9、発委第2号、新冠町議会会議規則の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。発委第2号は、全国町村議会議長会からの通知によるもので、改正は文言調整や言い回し等の軽微なものであり、議会運営委員会、さらに全員協議会での協議を終了しているものですので、提案理由の説明、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

これより発委第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第3号

○議長（氏家良美君） 日程第10、発委第3号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会会長浜謙太郎委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発委第3号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出について、地方自治法第99条の規定により、別紙の意見書を、新冠町議会会議規則第14第3項の規定に基づき提出いたします。抜粋して、内容を読み上げますので次ページをお開きください。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書。1、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災、減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が速く掲出のすぐれたクリーンラージなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工流通体制の強化、建築物の木造木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成、確保などに必要な支援を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出先、関係機関につきましては、以下のとおりです。御審議いただき、採択していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより発委第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 発議第1号

○議長（氏家良美君） 日程第11、発議第1号、生涯を通じた歯科検診の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、中山千鶴子議員。

○3番（中山千鶴子君） 発議第1号、生涯を通じた歯科検診の実現を求める意見書についての提案理由を御説明いたします。

本意見書は、武田修一議員を賛成者として、別紙意見書を、新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。現在我が国では、児童生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科検診等は実施が義務づけられているものの、40代、50代、60代、70代の者に対する健康増進法に基づく、歯周疾患検診や、後期高齢者歯科検診などは義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にあります。近年、歯と口腔の健康は全身の健康を保持、増進するための重要な要素であることが明らかになっており、そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科検診の受診の確保が必要であります。よって、国においては、歯科口腔保健の推進に関する法律の改正などにより、生涯を通じた歯科検診の法制化を早急に進めるとともに、記載のとおり、措置されるよう強く求めようとするものです。以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。意見書の提出先は記載のとおりです。

以上が、発議第1号、生涯を通じた歯科検診の実現を求める意見書についての提案理由です。御審議を賜り、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 発議第2号

○議長（氏家良美君） 日程第12、発議第2号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○1番（竹中進一君） 発議第2号、道教委これからの高校づくりに関する指針改訂版を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について、提案内容を要約し説明させていただきます。

本意見書は、酒井益幸議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書、新冠町議会会議規則第14条2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。北海道教育委員会による、これからの高校づくりに関する指針を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。道教委は、公立高等学校配置計画を進め、指針改訂版では、望ましい学級規模を1学級4ないし8学級の基準明示を行いませんでしたが、5月1日現在、第1学年在籍者2年連続20人未満、地域連携校等で、5月1日現在、第1学年数が2年連続10人未満と定め、さらなる高校の統廃合が懸念されます。地元の高校を奪われた子どもたちや保護者の負担は大きくなり、さらに過疎化が進むこととなり、広大な北海道の実情にそぐわない指針改訂版を見直し、新たな計画制度をつくり出していくために、次期記載4項目について強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出関係機関は記載のとおりです。

以上が、発議第2号、道教委による、これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提案内容です。御審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第13 発議第3号

○議長（氏家良美君） 日程第13、発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級など教育予算確保拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○1番（竹中進一君） 発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保拡充と就学保障の実現に向けた意見書について、提案内容を要約し説明させていただきます。

本意見書は、村田貞光議員を賛成者として、別紙意見書を、新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保拡充と、就学保障の実現に向けた意見書。義務教育費国庫負担制度は、2006年に3分の1に変更されたが、国の負担率を2分の1に復元することが求められる。小学校においては、段階的に35人学級が実施されるが、中学、高校については検討にとどまっています。自然減や配置見直しなどで、教職員定数が増とはなっていません。早急に30人以下学級を目指し、教職員増の必要性があります。また、要保護、準要保護率が全国で13.96%、北海道では17.45%となっており、就学援助制度、奨学金制度拡充を図るよう、以下に記載の3項目について強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出先は記載のとおりです。

以上が、発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書です。御審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。本案につきましてはそれぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第14 会議案第4号～日程第15 会議案第5号

○議長(氏家良美君) 日程第14、会議案第4号、日程第15、会議案第5号、以上2件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、所管事務調査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、御手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、会議案第4号、会議案第5号は、委員長の申出のとおり、継続調査することに決定いたしました。

◎閉会議決

○議長(氏家良美君) これをもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、令和6年第2回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 御異議ないものと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣言

○議長(氏家良美君) これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長(氏家良美君) これをもって、令和6年第2回新冠町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後2時11分 閉会)